

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年8月18日)

○ 樋口龍馬委員長

本日も大変お忙しい、お盆明けのお時間の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、笹岡委員より、少し遅刻をされるということを聞いておりますので、ご承知おきください。

いなべ総合学園高校に日置委員も大変熱心な応援をしていただいたんですけれども、全国高等学校野球選手権大会において、2回勝ち抜いていただいて、大変立派な成績かというふうに感じておるところでございますし、また、オリンピックのほうも、連日金メダルであったり銅メダルであったりといった報告が届いているような状況でございます。四日市市におきましても、平成33年国民体育大会に向けてスポーツ振興条例について議論を進め、活発な意見を交換していきたいというふうを考えておるところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、先回の8月10日に確認がとれました部分につきまして修正を行った、四日市市スポーツ振興条例（素案）逐条解説付きがございますので、こちらについてはご一読いただければというふうに思うところでございます。

続きまして、（仮称）四日市市スポーツ振興条例・逐条解説（案）の修正・追加箇所についてでございます。

続きまして、参考資料といたしまして、オリンピック・パラリンピックの表記の部分、公に文部科学省のほうでこのような形で、オリンピック、中に点を打っていただいて、パラリンピックというふうに、国のほうでも表記をしているという参考資料でございます。

続きまして、四日市市スポーツ振興条例の構成についてなんですが、これはちょっと条項修正のときに使用させていただく資料でございます。

最後に、9月16日委員会の専門的知見の活用についてというところで、専門的知見として先生のほうからご説明をいただく内容のレジュメを用意させていただいております。

以上、資料5点、ございません方はお知らせをいただければと思いますが、よろしいですか。

では、進めさせていただきます。

先ほど資料の確認の段でお話をさせていただきました、お手元でございます、右肩に平成28年8月18日スポーツ特委資料、8月10日委員会確認済みと書いてございます逐条解説つきの条例素案がございますので、これはまた追ってご確認をいただければと思いますが、前回皆様とご確認をさせていただき、この修正でいい、ないしはこの追加でよいというものについて追記をさせていただいたもの、修正を加えさせていただいたものとなっております。

続きまして、先回ご指摘をいただきまして、修正を皆様からご指摘いただいた点につきまして、（仮称）四日市市スポーツ振興条例・逐条解説（案）と修正・追加箇所という資料、2枚つづりのものなのですが、こちらのほうを手にとっていただきたいと思います。

1枚はねていただきまして、先般、さまざま近隣の広域行政というものを考えたときに、県営施設の誘致等、近隣市町と競合するところで競り合うのではなく、北勢という視点で物が考えられないかというご指摘をいただいたところでございます。さまざま正副委員長の中で検討してまいりました。

その中で、北勢というくくりになってしまいますと、鈴亀も含まれてまいります。鈴亀が含まれてくると、鈴鹿スポーツガーデンが含まれるということで、なかなか北勢という表記が難しいのではないかとあったり、桑員、三泗というふうに書いてしまいますと、なぜそのような区分けをしたのかという指摘もあろうかというふうに正副委員長の中で検討いたしまして、解説部分を読み上げます。

スポーツ施設の整備は、市民等のスポーツライフを実現し、市民参加を促進するとともに、競技力の向上や障害者によるスポーツ活動の推進、また、地域スポーツコミッションを推進する上でも不可欠な基本的要素であり、公の役割として市が適切に環境整備の充実を図る必要があります。この後、この点、県や近隣市町と追加をさせていただきました。県や近隣市町との連携を強化して県営スポーツ施設の整備を目指し、あるいは市営施設の整備・管理に対する支援を確保する取り組みも重要になりますというふうに追記をさせていただきました。

先ほど申し上げましたように、なかなか北勢の表現を利用していく上で厳しさを感じ、このような表現とさせていただきましたが、この点につきましてご意見、ご質問等ございます方、おみえになりましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、この表現で修正とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2ページです。

第13条、競技水準の向上等の部分でございます。この部分に関しまして、先般森委員より、十分なという表記について、若干漠然としているのではないか、抽象的ではないかというようなご指摘をいただき、条例の文章としてふさわしいかどうかについて検討してほしいというようなご指摘をいただいたところでございます。

私どももさまざまな調査をしており、整理をかけていったんですけれども、スポーツ基本法の中で、第25条部分、一番下の四角抜きでございます、スポーツ基本法より抜粋というところ、第25条、この中で、その効果の十分な発揮を図る上で必要なという表現がございまして、ここから引用させていただいたという経緯がございました。県条例、スポーツ基本法等、いろいろとその後精査を繰り返したのですが、やはりこの十分という表現が最も適切ではないかということで、改めまして、この十分なという表現のままで確認とさせていただきたいと思いますが、この点につきましてご意見、ご質問等ございます方、おみえになりましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。異議なしのお声をいただきました。

では、このままで進めさせていただきたいと思います。

続きまして、解説部分中、オリンピックやパラリンピックと表記をさせていただいておったんですが、先般ご指摘をいただきまして、調べさせていただきました。文部科学省に確認をしたところ、参考資料として準備をさせていただいてございますが、オリンピック・パラリンピックを日本でというような表現を文部科学省のほうでも行っているというところで、私たちもその形に準拠をするようにいたしました。ご指摘どおり、「オリンピ

ック・パラリンピック」というふうに表現を変更させていただいておりますので、ご確認をください。

では、続きまして、3ページ目、こちらも同じ文言の修正となっております。オリンピック・パラリンピックなどの国際大会やというふうに表現の修正をさせていただいておりますので、ご確認ください。

その他の点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をいただければというふうに考えております。

○ 早川新平委員

このように第13条を直してもらって、これでいいと思うんですが、ちょっと委員長にお伺いするんやけれども、国際オリンピック委員会が認めておるのはオリンピック、パラリンピック、デフリンピックとスペシャルオリンピックスって四つあるんやわな。知的障害と、それから聴覚障害者というのが。多分、「など」というのに、この後の二つが入るんやけど、せっかく入れるんやったら、どこかで、どうなんかなと思いつつながら。国際オリンピック委員会はその四つを認めているんやわね。デフリンピックとスペシャルオリンピックス。だから、それはどうかなという提案なんやけど。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

今早川委員から、国際オリンピック委員会の認める四つの競技大会について、全て表記をしてはどうかという旨のご発言をいただきました。

私といたしましては、文言の中に加えていくのはやぶさかではないかなというふうに考えるところでございますが、委員各位の皆様はどのようにお考えでしょうか。ご意見等ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

特段ないようでしたら、第13条及び第16条の中でこれらの文言を追記する方向で正副委員長のほうで一度考えさせていただき、問題がないか、条例の文章との整合も図りながら

修正させていただきたいなと思うんですが、どう……。

○ 中川雅晶委員

今後、こういう文言がひょっとしたら出てくる可能性があるのですが、そのときもオリンピック・パラリンピックで、やっぱりそういう概念も知ってもらわなきゃいけないとかということはあるので、例えばアスタリスクをつけて、注釈に、オリンピック・パラリンピックのところにそういうのが入っているとかというのを外書きでちょっと記述していただいてもいいのではないかなと思うんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

事務局に確認をします。

オリンピックやパラリンピックなどのところに注意書きとして、先ほど言われた二つの競技大会について表記をしていく、ないし今後追加されるものについて、アスタリスク以降、詳細解説というか脚注の中で表現をしていくということについて、条例の逐条解説として問題がないかどうか、お願いをします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部でございます。

先ほどおっしゃっていただきました点につきまして、解説に注釈として加えることは、技術的には十分可能でございます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

というようなことでございます。

原課に確認をいたします。

スペシャルオリンピックスやデフリンピックについて、この中に表現をしていくということについて、市の施策として問題があるかないか、お答えいただけますでしょうか。

○ 川森スポーツ課長

スポーツ課でございます。

特に問題ないと思っております。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

川森課長から特に問題ないというお答えをいただきましたので、この場で確認をさせていただきます。

注釈というか、脚注として下の部分にアスタリスクをつけ、先ほどご指摘をいただいた二つの競技大会について、また、今後加えられた場合は修正がその中に加えられるように配慮をしていきたいというふうに考えますが、委員各位、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのような格好で表現をさせていただきます。

では、その他の点につきまして、ご質問、ご意見等ございます方、お願いをいたします。全ての条文に対してオーケーです。

○ 森 康哲委員

前日も発言させていただいたんですけど、前文の中の、心、技、体の中のトップアスリートという文言なんですけど、心、技、体の技ということであれば、市民が技能向上ということであれば、市民全員がトップアスリートを目指すわけではないと思うので、この辺の表現の仕方というのはいかがなものかなというふうに前日も申し上げたんですけど、その辺、どうなっていますか。

○ 樋口龍馬委員長

前回まだ前文ができ上がっていない中の話でございますので、表現については条例との整合性も図りながらということでご答弁をさせていただいたところかと思えます。そのスタンスについては現在変わっていないところでございますが、技能向上を目指す上でトップアスリートを目指すというのがイコールであるかどうかというところについても、十分配慮しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、今、使う使わないという

ことをはっきり明言していくのが適当であるかどうかというところはあるんですけども、トップアスリートという文言にこだわらずに進めていきたいなというふうには考えているところでございます。

ただ、トップアスリートという表現が最適である文書の流れができ上がった場合には、トップアスリートという文言を使用させていただく可能性は残っていると。技能向上イコール、トップアスリート育成というふうには結びつけなかつもりで今はおります。

よろしゅうございませうか。ありがとうございます。

全ての条文について、ただいま意見を受け付けております。第18条までの条項の中でご意見があればというふうに思いますので、ここで少しお時間をとらせていただきます。

逐条解説つきの四日市市スポーツ振興条例（素案）について、修正部分の確認も含めながら一度お目通しをいただき、改めて気になった部分等について意見を求めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。お時間のほうは5分程度あればというふうに思っておりますので、5分間読み込みをしていただいとと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

5分が経過いたしました。

一つ、私、申し忘れましてところがございまして、第13条の競技水準の向上等の部分において前回議論がございました。その中、特に講習会の開催等、競技会であったり、そのあたりのところに、ナショナルチームの合宿が含まれる含まれないの議論であったり、解説上の「そのため」以降の部分、必要な支援を堅実に行っていくことが重要で、この文言について、笹岡委員から、また森委員からもご指摘があったところでございます。

この点につきましては、これらの施策の書きぶりが適当であるかどうかについて、専門的知見の活用をさせていただきたいというふうに考えてございまして、一度教授及び准教授のほうに確認を行っている途中でございまして。次回の9月16日の専門的知見の活用の中で確認したものを皆様にご披露いたしたいというふうに考えているところでございまして、この点につきましてはご留意ください。

では、条例全般につきましてご質問、ご意見、ご指摘等ございませう方は、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 早川新平委員

第1条の4行目、市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」というのがありますよね、

目的。前文の最初のところにも、「誰もが」がみんな入っているのやけど、「誰もが」を入れたほうがええんと違うかな。ほかのところもちょっと見ておっても、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもという文言に、解説のところにはなっているのやわな。第3条の1番のところでも、誰もが、いつでもという。これは合わせておいたほうがええんと違うのかなという気は一つはします。それが1点。

続けてよろしい。

○ 樋口龍馬委員長

どうぞ。

○ 早川新平委員

その第3条の2番のところの5行目で、四日市から全国大会はもとよりオリンピックの場へって書いてあるの、オリンピックだけじゃなしに、せっかくオリンピック・パラリンピックというふうになっているんやで、それも合わせたほうがええんじゃないのかなという気はします。

大きくその2点なんですけど。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

目的の第1条の部分は、市民がという主語を持っていましたもので、誰もがというところを省かせていただいたというところではあるのですが、確かに例えば逐条解説の部分の中で、その目的がいつでも、どこでも、いつまでもというふうになっていますので、この中に「誰もが」というのを入れるのは、すぐ入るといふふうに考えておるところです。

あとは、目的の部分についてはもう日本語の問題になってくるのかなと。この「市民が」と入っているところで、あえて「誰もが」といふふうに入れるのが適当であるかどうかという話になってこようかと思いますが。

事務局、いかがでしょうか。

○ 渡部調査法制係長

条例の骨組みが固まってまいりました段階で、全般的にもう一回ちょっと改めて私ども

のほうでも精査させていただいて、細かい整合性のところをまたちょっと正副委員長とご協議のほうをさせていただければと思っておるところでございます。

○ 樋口龍馬委員長

そのような形でございますので、このいつでも、どこでも、いつまでもについて、「誰もが」を含んでいるのは、私どもは初めから進めていたところでございますので、日本語的な整理もかけながら全般にしていきたいというところでございます。

また、次ページの第3条の(2)の中でございます。先ほど早川委員からご指摘いただきました点についても同様に整理をかけさせていただき、オリンピック・パラリンピックと修正させていただくのかなと今のところは考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

いや、私はいいいので、皆さんに聞いてもらって。

○ 樋口龍馬委員長

そのような形で今考えさせていただいておるところでございますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、そのような整理をさせていただきたいというふうに思います。

他に。

先に挙がりました森川委員。

○ 森川 慎委員

ちょっと僕も、国語の問題かもしれないですけど、第1条のまちづくりの創生という表現が、つくって、つくってなので、まちづくりに資することを目的とするか、もしくはまちの創生に資することにするということが適当なのではないのかなというふうに思います。

解説のところにも同じような表現があるんですけども、いかがでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

これにつきまして、正副委員長でしたっけ、以前ちょっと議論をいたしまして、まちづくりというものを一つの単語として捉えて、まちづくりというもの自身を創生していくんだという考え方で、あえてまちづくりの創生というふうに、まちづくりという運動、その運動をつくっていくという意味合いで、創生というふうに表現をさせていただいたところでございますが、どうですかね。ほかの委員の皆様のご意見もいただきながら、確認をしていきたいというふうに思います。

○ 土井数馬委員

今委員長がおっしゃったように、まちづくり自体が一つの単語になっておるような、僕らもよく一般質問の中でも使うものなので、まちづくりの何々とか。これはこれでいいんじゃないかと私自身は思いますけど。意見です。

○ 樋口龍馬委員長

ご意見をいただきました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

事務局に確認いたします。

まちづくりの創生という使い方で問題ないという整理を正副委員長の中ではさせていただいておりましたが、改めて確認をいたします。

まちづくりの創生という表現について、問題があるか否か。

○ 渡部調査法制係長

条例に使用する用語の問題としては、特に差しさわりのないと考えております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ということでございます。

土井委員からも意見をいただいておりますので、森川委員、いかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

皆さんがいいと言うんならいいですけど。ちょっと僕個人的には気持ち悪いです、何となく。

○ 樋口龍馬委員長

まちづくりを括弧抜きにするとかということは可能ですか、例えば。まちづくりという一つの単語であることを表現するために、例えばコーテーションで囲むとか、そういうことは、条文としてはふさわしくないでしょうか。

○ 森 康哲委員

必要ない。

○ 樋口龍馬委員長

特段必要ないですか。

森委員から必要ないという……。

○ 森 康哲委員

このままでいいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

森川委員、若干の気持ち悪さは残るかもしれないですけども。またパブリックコメントの中で出てきたりもするかもしれないですしね。

○ 中川雅晶委員

思いの意味合いはよくわかったので、国語的に問題がないかだけもう一回ちょっと精査

をして、再度結論を出していただければなというように思うんですけど。

あと、第1条の「市民が」というところの使い方なんですけど、あとはずっと「市民等」に直してもらっているんですが、ここだけ「市民」にしておるんですけど、この辺、やっぱり「市民等」に統一しておいたほうがいいのか。目的なので、その辺だけちょっと確認だけとらせていただきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

「市民」と「市民等」についてなんですけれども、これも正副委員長の中で議論させていただいて、実は混在をしています。混在については一定理由がある部分もございまして、場合によっては予算の根拠になり得る条例という中で、市民等と書くと、居住者だけではなく、働いている方であったり通学されている方たちをどこまでのレベルで含めていくのかというところのあたりで、少し議論を正副委員長の中でも煮詰めつつあるところございまして、若干の混在が、全て解消できるというお約束はできないんですけども、先ほどの文言整理の中で、改めて「市民」と「市民等」という二つの文言についても整理をかけて最終の案にしていきたいというところで、気にとめながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○ 早川新平委員

今中川委員の指摘は、私もそれを支持したいんですけど、条例の文言が市民等と市民の使い分けというよりは、私は統一をしておいたほうが、条例であれば当然必要やというふうに思っているんです。だから、それは、「等」があるかないかだけの問題なので、もしそれを使い分けるんやったら、市民等とはこういうものだと、市民というのはこれなんだということをやっておかんと、何で違うのというところの指摘は出てくると思うのでね。正副委員長のほうでよろしくをお願いいたします。

○ 樋口龍馬委員長

基本的には、「市民等」にそろえていきたいなという思いはあるんですが、その「市民等」で合わない部分が出てきた場合については、場合によっては「市民」が残る可能性があるというところでご理解をいただければと。基本的にはそろえさせていただき、置きか

えた上で、果たして「市民等」で、そのままがいいのかどうかというところについて、整理をかけさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

他にございますでしょうか。

○ 萩須智之委員

第14条、指導者の確保及び育成で、質問なんですけれども、上から2行目のところ、括弧が終わって、要は、人材を確保し及び育成するため、3行目に育成及び資質の向上というところで、解説のほうへ移っていただくと、段落が三つ目かな、6行目ですが、ここが、例えば優秀な指導者を招聘しとか、それからずっと下がって、下から6行目ぐらいに、指導者等及び優秀なスポーツ選手が、その有する能力を地域スポーツクラブや地域のスポーツ活動に生かすことができるよう必要な施策を講ずるというのは、これは就職や就業も支援していくというニュアンスを含んでいるというふうに解釈してもいいのでしょうかということなんです。招聘する、そのままずっと定着してもらうために、仕事としてとか、こちらにずっとおっていただくというのも応援していくというふうに解釈できるのかということをお尋ねします。

○ 樋口龍馬委員長

これらの点、今までの、前回までの議論の中でも何度かお答えさせていただいているんですけれども、個別具体の政策を指し示す条例ではなくて、さまざまな政策の根拠となり得る条例を我々はつくっておりますので、どのような解釈をしていくのか、例えばこれを雇用も含まれるのかというふうに言われますと、この条例をつくり上げていく上でそごが出るというふうに私は考えております。

これらの条例をどのように読んでいくかということも含めながら、今後、萩須委員の議員としての活動の中で、この条例を根拠にぜひ政策を提案するような一般質問を組み立てていただくとか、それが本来であるかなというふうに委員長としては考えておるところであり、この条例をつくったから直ちに雇用が生まれるというものではないというふうにご理解をいただきたいと思っております。

これは委員長としての判断でございますので、それは違うというご異論が委員各位の皆様からございましたら、この点についても議論を深めていかなければならないのかなというふうに感じるところでありますが、私としては、条例というのは、条例を根拠とした政

策がさまざま生まれてくるものであり、個別具体の政策を生み出すための条例ではないという理解で進めておりますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

○ 三木 隆委員

今の第14条の件で、指導者の確保及び育成という部分で、スポーツ関連団体等という文言が入っていますが、四日市の場合、各種、野球、サッカーなどのスポーツ少年団、この活動が盛んにやられておる部分で、第12条のスポーツ活動の充実等のところに対しては、少年団の部分の支援等々の部分が全然さわられていないもので、そこら辺はいかななものかなという気がします、いかなもののでしょうか。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

これも、若干正副委員長の中で議論はしたところでございまして、第12条をつくり上げていく上で、民間のスポーツ活動については実は余り大きく触れていなくて、保幼小中という教育にかかわる、子ども、子育てに市がかかわっているというのを一つの根拠にしながら組み立ててきた部分がございますので、その支援という意味合いがここに合うのか合わないのかというところでも、私たちとしましては、一旦支援という文言については上げずにここまで進めてまいったところでございますが、委員の皆様でこの点について、この第12条につきましては特に、先般改めて追加をしたところでございます。ほかの部分についてはかなり議論を重ねてきたんですけど、第12条はまだでき上がってほやほやでございますので、民間の支援も含めた文言を採用してはどうかという三木委員の意見について、集中的に意見交換をしていきたいというふうに考えます。いかがでしょうか。

ございましたら、どうぞ。

○ 三木 隆委員

ちょっと補足の部分で、確かに僕もサッカースポーツ少年団の指導者をしていまして、学校とは縁切りで、いわゆる教育委員会とは関係ない世界で、独自の団体というスタンスでやってきました。これは多分、ほかのバレーボールしかり、野球しかり、みんなどのスポーツ少年団も同じ立場でやっています。

そこで、僕がちらほら聞く話によると、そういうやり方論が結構苦しくなってきたと、

時代的に。そういう部分もあわせて、何とか下支えとなっているスポーツ少年団を支えてあげたいなという思いから、そういう意見を述べたというところです。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

この件につきまして、委員各位のご意見を賜ればというふうに思います。

いかがでしょうか。

今、少年団というカテゴリーが最近難しくなっていてきていまして、例えば水泳には少年団がありません。陸上には一部ございます。サッカーは、日本スポーツ少年団の連絡協議会からは残っているんですけども、三重県にも残っています。でも、四日市からはサッカーは抜けてしまったとか、さまざまありまして、少年団という表記でいってしまうと若干の問題があるのかなと。そうすると、少年スポーツ全般を見ていかなければいけなくなるとなったときに原課が困るのは、どこまで見るねんという話になると思うんですね。任意にでき上がったものをどこまで認めていくのか。

ある程度の枠組みがある中で少年育成をしているところというくくりが、昔みたいに少年団ががちっとしていると、行政に事務局があった時代はやりやすかったと思うんですが、今は行政の手を離れ、体育協会の中に事務局を持ちながら少年団活動が進められていくところでは、非常にスポーツ課としては、ここにぼやっと少年スポーツ全般って書いてしまうと、かなり今後の政策立案に、振り幅が大き過ぎて政策が立てにくい状況になるのかなという配慮も私は持っておるんですが、ちょっと今意見が停滞したので、私の所感を述べさせていただいたんですけども。

川森課長、何かその点につきましてありましたら、ご所見をいただければと思いますが。

○ 川森スポーツ課長

今おっしゃっていただいたとおりですね。いろんな子供たちのスポーツにかかわる部分の施策を進めていく上で、一方で、スポーツ少年団という組織が少しずつ弱体化をしていっている。サッカーにかかわらず、競技種目団体で抜けていくというような形のものが見受けられる状況でございますので、そのあたり、我々としましても、スポーツ少年団そのものの発展といたしますか、てこ入れといたしますか、それをやっていくべきなのかどうなのかということも含めて、先ほどのスポーツ少年団という大きな種目団体を持って

いる少年団をどういうふうにしていくんだという、そのあたりは、やり方としては、文言も含めて非常に迷うところかなというふうには思っています。

○ 樋口龍馬委員長

所見をいただきました。

○ 中川雅晶委員

三木委員の言ったような、条文はこのままでいいんやけど、逐条解説のところはもう中学校の部活動に決め打ちされているというところの部分ですよ。確かにスポーツ少年団もいろんな課題があるので、この逐条解説だけだと、中学校の部活動における人材の活用とか外部指導者の活用というふうにとどまっているので、例えばこれが基本的、一番課題になっているので、この部分というのはもちろん外せないんですけど、こういうことを言っているんだと。

ただ、中学校の部活の充実のみではなくてということになれば、この道筋を開こうとする等のものであるとか、何かほかにも、外部指導者の育成やったりとか活用とかというのは少し広げられるような逐条解説にしておく、その辺も少し包括というか、包含できる可能性があるのかなとは思いますが。

確かにおっしゃっているとおり、スポーツ少年団も指導者に窮しているというのは、実情としてあるとは思いますが。

○ 三木 隆委員

先ほど川森課長も、衰退していく現状はやっぱり感じておられるもので、ここはやっぱり一番大事なポイントかなと。ほっておくと衰退していくという部分が危惧されるもので、僕は衰退を、何も全部の組織に何とかしてあげなさいよという意味ではなくて、幼稚園からずっと、幼年期から含めて、公の部分だけの条文でいいのかなという問いかけで、その程度にとどめて、だから、各種のスポーツ少年団、各種団体ですか、第14条の部分ではスポーツ関連団体等という表現が使われておるんですが、その部分がその方向性を指すような、何かいい文言があればというふうに思うんですけどね。

○ 樋口龍馬委員長

正副委員長としてなんですけれども、専門的知見の活用の中で一度この部分に、三木委員の言われることというのは、私も四日市のスポーツ少年団の副本部長を拝命してもうかれこれ何年かたっていますので、気持ちは一緒なんですけれども、我が我が言ったらいかなんというののもあって、ぐーっと抑えてきてはおるものの、どこで担保していけばいいのかなというのは自分も疑問に感じながら、そうかというて、レスリングさんは少年団がないですし、ミニバスケットボールさんも少年団をこの前抜けられたとかという中で、どう整理していくべきかというのはずっと懸案しておったところでございますので、皆様、ご同意を得られるようでしたら、一度専門的知見の活用で整理をかけるという方向で、9月16日に整理したものをお示しさせていただくという格好をとらせていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○ 早川新平委員

委員長のおっしゃるとおりでいいとは思いますが、これ、冒頭で、今回条例を制定するには、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでもという逐条解説があるんやわな。だから、今までの既存の条例に倣わなくても、四日市独自の、今、こういう指摘が出てきたわけや、三木委員から。そうしたら、やっぱりそこが包含できるような、だって、誰でもうたっているんやから、それを包含できるようなところの逐条解説であるべきやろうなというのは。誰でもと言うておる割には、部分的なものしか、現実は何条、何条ではないよという指摘がある以上は、何か考えたほうがいいとは私は思います。

○ 樋口龍馬委員長

三木委員の言われる部分が含まれるような格好で文言の整理をかけながら、かつ専門的知見の活用も図りつつということで、9月16日に成案を示せるような格好で持っていきたいというふうに考えるところでございます。

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

第4条に平成27年とか平成30年とか平成32年、平成33年という年限が刻んであるんですけども、これ、平成33年以降もこの解説のまま条例はあり続けると思うんですが、見直しをかけていくならいんですけれども、ちょっとこの辺の、飛躍する機会が訪れようと

していますというふうな表記にくくってあるので、この辺、どうしたらいいのかなと思って。

○ 樋口龍馬委員長

第17条の条例見直し規定の中で、5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要と認めるときは条例の改正その他適切な措置を講ずるものとするという中に今の部分が含まれるかというふうに考えておりますので、これは、行政の側に特別委員会の報告の中でまとめさせていただいて、年限等の入っているものについては逐次改正を行っていただきたいという旨、一言添えさせていただいて送りたいなというふうに考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

先ほどの第14条のところなんですけど、専門的知見に意見を伺うというのは大賛成やと思うんですが、やっぱり先ほど委員長が言われたように、この条例というのは、これをもとにして、これから実施計画なり、細かい施策に政策論争の余地を残すという非常に大切なものなので、そうすると、先ほど言われたいろんな課題、川森課長からもあつたし、三木委員のほうからも提案されていたし、委員長も問題意識を持たれているというところで、第14条の第3項はその辺の議論ができるような余地の文言なんですけど、逐条解説に、極めて中学校の部活動に限定し過ぎているので、逆の捉え方になっているというところが問題なので、それをちょっと広げられるような文言修正で考えていくほうがぜひいいのではないかなって私は思うので、その辺もあわせて専門的知見の活用をしていただくようお願いをしておきます。

○ 樋口龍馬委員長

第14条の一番下部分、4段落目、ここについては、第12条との整合性もとりつつ、さらに政策的な余地を広げるような書きぶりに、逐条解説について修正をさせていただき、9月16日に専門的知見も交えながら成案を示させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○ 萩須智之委員

その関連なんですけど、これはというところを例としてとかって書かれると、解釈も変わってくるように思うんですけど。実は今、すごく中学校体育連盟が困っていますよね。それで、これはというのを取り上げられたと思うんですけど、小学校でも指導者は欲しいというところもありますので、私自身も行ったりしていますけど、一例としてというような解説に変えるのはどうかなと。意見です。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

書きぶり全般が変わってくるかと思しますので、萩須委員の言われるところもある程度入りながらの修正になるかなというふうに考えております。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、ここで理事者のほうよりと申しますか、推進計画と整合性を図っていくために、条項の修正についての申し入れがございまして、先ほどお配りの資料についてご説明を申し上げました4部目の資料、(仮称)四日市市スポーツ振興条例の構成というこの図表のもの、こちらのほうをお出しいただいて、申し入れのポイントといたしましては、三つ目の大枠囲い、基本的施策の中の環境の整備、9. スポーツ施設の整備、利用促進等というこの第9条を、地域スポーツコミッションの推進の後ろにずらすことができないかと。これをずらすことによって、何らかの条例の意味合いとかが変わるというものではないんですが、今までの計画ですとか現在策定していただいている計画との見やすさとか、整合性を図るための修正を提案しているところでございます。

この点につきまして補足がございましたら、スポーツ課のほうよりご説明をいただきたいと思いますが、ございますでしょうか。

○ 川森スポーツ課長

私どもスポーツ課のほうでは、今、二つの計画を持っております。一つは、この条例に深くかかわってまいりますスポーツ推進基本計画というものでございます。それから、もう一つはスポーツ施設整備計画と、この二つでございます。

スポーツ施設整備計画につきましては、平成27年の3月にもう既に、10年間の計画という形でまとめられております。もう一つのほうの推進基本計画のほうは、現在、この条例の検討と並行するような形で、私どものほうで検討を進めているところでございます。

この条例の内容をある程度加味するような形でスポーツ推進基本計画については考えていきたいと思っておりますので、私どもとしましては、内容につきましては、できるだけ条例に沿った形で、項目もできればそういうような形を踏みながらつくっていききたい、そうすると、途中の真ん中で施設の整備、利用促進等云々というのが入っておりますが、少し計画の表記の仕方が難しくなってきますので、できれば最後のほうありがたいなというふうに思っているところでございます。

○ 樋口龍馬委員長

市民の皆様が条例と計画を照らしたときに、よりわかりやすいような格好での修正を申し入れたいという旨のお話でございます。

この点につきまして、ご意見、ご質問等ございます方、おみえになりましたら。

○ 森川 慎委員

ここにそもそも置いた理由というのは、委員長としては特にはないんですかね。なければ別にいいのかなと思いますけど。

○ 樋口龍馬委員長

ここに置いた理由は特にございません。ほかの市町の例をもとに骨子をつくり上げていき、その骨子に基づいて条例を置いていったと。意味がないと言ってしまうと語弊があるんですが、今までの流れの中でこの第9条になったということであって、この第9条とい

う条項にこだわってここに置いたというものではないということはお含みおきいただければというふうに思います。

○ 森川 慎委員

じゃ、特に。

○ 樋口龍馬委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、この条項について次回修正をさせていただいたものを提案させていただきたいというふうに思っております。

おさらいをしたいと思います。逐条解説つきという条例素案、8月10日の確認済みのものを皆様ご用意ください。

冒頭部分でございますが、「トップアスリートを目指す“技”」というところにつきましては、表現を熟考しながら、前文については作成をさせていただきたいというところを表明させていただきました。

1枚はねていただきまして、目的中、「市民が『いつでも、どこでも、いつまでも』」とありますが、「誰もが」というのも、今までの中で含まれる中で一定の整合性を図るようというようご指摘もいただきました。

また、「市民」と「市民等」についてであったり、「オリンピック・パラリンピック」であったりといった文言の整理、これらは全般に対してクリーニングをかけさせていただくというところをお約束させていただいたところでございます。

しばらく進めまして、次、第12条。第12条についてなんですが、逐条解説中、保幼小中であつたり、幼少期のスポーツというふうになっておるんですけども、公的な機関の中での振興のみをうたっている状況であるので、もう少し幅を広げて政策に活用できるような文言に修正をということでご意見を賜っております。この解説文につきましては、専門的知見の活用を図りながら、ぜひその意見を採用したような格好に修正をしていきたいと

いったところを表明させていただいたところでございます。

第13条についてなんですが、こちらについては、一度専門的知見に預けまして、9月16日に修正というか、成案を改めて皆様にお示しさせていただきたいというところで、お願いをさせていただいております。

続きまして、第14条。第14条の解説部分、最終段落、「さらに、学校、スポーツ団体等の」というところが、中学校部活動に非常に軸足が移り過ぎているのではないかとということをご指摘いただきました。この点につきましては、第12条と整合をとりつつ、政策の幅を広げられるような文言への修正を検討しております。こちらについても、専門的知見の活用、9月16日に成案を皆様にお示しさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、条例中、年限が切つてあるもの、年限が切つてあるというとあれですけども、特定年度を指し示す文言がございます。これについては、見直しの部分で、第17条の規定に基づき見直ししていただきたい旨を、委員会のまとめとして報告の中に盛り込ませていただきたいということをご報告させていただいたところでございます。

以上が今回いただいたご意見等になってまいります。

皆様、他にございませんでしょうか。最終の確認です。ないし今私が確認を行ったところで、意図と違うという部分についても、あわせてご指摘をいただければと存じます。

よろしいですか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、この件については閉じさせていただきたいと存じます。

皆様にお諮りいたします。8月23日を予備日として設定をさせていただいてございましたが、本日の確認をもっておおむね専門的知見の活用までに整理するものについては整理し切れたというふうに委員長は考えております。皆様のご判断が同様でございましたら、8月23日については開催をしないという決定をいたしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、8月23日の予定はなしとさせていただきたいと存じます。

では、本日最終の資料、9月16日委員会の専門的知見の活用についてに移りたいというふうに考えております。専門的知見の活用についてというペーパーをお手元にご準備ください。

今回のテーマといたしまして、正副委員長の案を示させていただきます。生涯スポーツの推進と子ども・高齢者のトレーニングについてというところで、第10条、第11条、第12条に絡めたご所見をいただくというような計画でございます。

2番項、総合型地域スポーツクラブの好事例について、これは森川委員のほうよりご質問がありました。このところについてまとめていただきたいというふうに考えておるところでございます。

3番項、スポーツの推進に係る国、県、市の役割についてというところ、これは第13条につきましては先ほどペンディングさせていただいたところでございます。こちらについてと、7月15日の委員会の中で同様にさまざまお話をいただいております。幾つかは私たち委員会の中で解決してきた問題もございます。ドーピングの話であったり、そういうところもございますが、改めて、国、県、市の役割についてというところでご講義をいただくというような形で考えておるところでございます。最終的に、本日までにまとめました、皆様で作り上げてきた条例の逐条解説付きについて総評をいただくというような予定でございますので、ご了解ください。

この部分につきましてご質問、ご意見等ございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきましたが、よろしいですか。

○ 森 康哲委員

第14条は。先ほど第12条と関連しての第14条が入っていないので、これも入れておいて

ほしいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

失礼しました。①のところに含まれる部分かというふうに思いますので、第12条とともに第14条のほうも、この中に入れさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。他にご指摘等ございましたら、よろしいですか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、この件につきましてもこちらで閉じさせていただきます。

9月16日の委員会にて、専門的知見を受けてパブリックコメントに向けた条例素案の取りまとめに入りたいというふうに考えておるところでございます。パブリックコメントに入っていきますと、委員の意見の中で条例を変えていくという話ではなくなってきて、我々の手を離れてまいりますので、もしあるようでしたらこの場を出しておいていただきたいなというところがあるんですが、先ほど確認をさせていただいたところ、条例素案については一定ご理解をいただいたというか、ご確認をいただいたところでございますので、16日の中でパブリックコメントに向けた条例素案の取りまとめという形をとりたいというふうに考えておりますが、この点につきましてご意見ございますか。

ご異議がございます方は、よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

今ご確認いただいたというふうに判断いたします。ご確認させていただきました。

具体的に素案がまとまってパブリックコメントをとということになりますと、まず、スケジュールです。9月の中旬ごろに各派代表者会議のほうにまず諮らせていただくこととなります。各派代表者会議の中で了承をいただきますと、9月の上旬から1カ月のパブリックコメントを実施するという流れになってまいります。その中で参考人の招致を行っていき、スポーツに見識のある方たちから、大口のパブリックコメントというような位置づけ

で参考人のご意見を賜っていききたいというふうに考えておるところでございます。

この流れについては、第3回ぐらいの委員会の中で確認をとらせていただいているところでございますが、ここで皆様にもう少しお時間をいただきまして、参考人としてお呼びをする、こういった方をぜひお招きしたいという候補について挙げていただけるようでしたら、この中で一度皆様の案を出していただき、整理をかけさせていただきながら、16日に確認をしていききたいというふうに考えておるところでございます。

参考人のルールについてなんですが……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

前回配らせていただいた参考人の資料を改めて配付させていただきますので、お願いをいたします。

ただいま資料を配付させていただきましたが、この中で、地域のスポーツ関係者の各種団体の中で、シティロードレースをやっているという関係上、陸上連盟を招いてはどうだというご意見と、スペシャルオリンピックスの関係者を招いてはどうだというご意見を荻須委員から頂戴しております。これについては含ませていただくということで、皆様には既に確認していただいているところでございます。

このほかに、森川委員からは、海外の総合型地域スポーツクラブの状況を知るような方にもぜひお話を聞きたいというようなご提案もいただいているところでございます。

これ以外の枠で、どうしてもというところがあれば、ぜひこの際、皆様からご提案をいただきたいと思いますが、参考人にはルールがございます。そのルールにのっとって来ていただける方ということになりますので、参考人のルール等について、事務局、ご説明いただけますでしょうか。金額等ですね。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部でございます。

参考人の招致の手続きにつきましては、この委員会でどなたを招致いただくか、これを確認いただきまして、合意いただきましたらば、委員長のほうから議長に申し入れをいた

いて、議長名で招致をいただくという形になりますので、ご留意いただければと思います。

それから、交通費ないし謝金については、条例の規定によりまして、定額の支給となっております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

定額の支給であり、それ以上の謝金等は発生いたしません。たしか8400円か何かですよね。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

なので、非常に高名な方をお招きするという話になると非常に厳しいところがございまして、専門的知見というところで、今回はお二人先生をお願いしているところでございます。業としてやっていて、それでも、低条件という大変失礼なんですけど、我々のルールの中で来ていただける方ということに限定されますので、そこも踏まえながら、どなたか案がございましたら、お示しいただければ、19日に取りまとめを行いまして、皆様にご披瀝し、確認をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

各協会のほうには、協会にお願いをするという格好になりますので、例えばテニス協会であれば、笹岡先生からも少しこういった方をお願いしたいというようなお話をさせていただきたいと思いますし、レスリングに関してはというふうに、皆々様、強い業界というか、種目団体もあろうかと思っておりますので、ぜひ委員会の意図を協会のほうに、もちろん公の申し入れとしては行っていくところではありますが、個別でもご対応いただけると、私たちの思いがより達成できるのかなというふうに考えておるところでございます。

国民体育大会の種目なんですけど、例えばゴルフですとか漕艇については、前回は確認させていただきましたが、少し意味合いが違うのかなというところで外させていただいたり、自転車についても、自転車競技でということもあったんですけど、今回については外させていただいております。

他にございます方、ご提案を。

○ 日置記平委員

今ふと思い出したんだけど、村木さん、県のスポーツ推進局長か何だったけな、彼は。彼は非常にそういう分野で、国民体育大会の関係も担っているし、総合スポーツとしては非常にいいのではないかなというふうに、今ふっと思い出したね。

それからもう一人は、これは笹岡委員がよく知ってみえる、四日市工業高校のテニスの監督か部長かやって……。馬瀬さん。今、県の仕事をしてみえるとか。この2人、ちょっと今思い出した。

○ 樋口龍馬委員長

問い合わせについて等は日置委員に確認させていただきながら進めたいと思いますが、ぜひテニス協会の枠の中で馬瀬先生にも来ていただけるように、少し、根回しという大変失礼な言い方なんですけど、コミットしていただくとありがたいと思いますので、笹岡委員、ぜひご協力をお願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 三木 隆委員

四日市のサッカー協会と県のサッカー協会から呼ぶとなれば、そのパイプはやらせていただきます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

また、森川委員の前回の委員会の中で、こういった方がもしみえたらお話を聞きたいといった、海外の総合型地域スポーツクラブを知る方という話になりますと、サッカーが一番強いと思いますので、そのパイプがあるようでしたら、一度たどっていただくとありがたいというところがございますので、改めてお願いをしたいんですが。

○ 森川 慎委員

サッカーの話になるんですけども、今、TSV四日市という三重県リーグのクラブチーム、元マインドハウスというところのサッカーチームなんですけど、そこのオーナーさんで渡邊俊介さんという方がみえて、暁高校のサッカー部からドイツにサッカーの留学に

行って、帰ってきてJリーグのチームなんかでもいろいろ活動をされておって、今もオーナーをしながら、企業家としていろんな活動、社会的な奉仕なんかも全国的にされている方なので、ぜひよかったらお話を聞いていただいてもいいかなと思います。サッカーですので、また三木委員なんかも通じて、サッカー協会を通じていけるとお思いますので。ご提案です。

○ 樋口龍馬委員長

前回ご自身の提案について調査いただいたということかとお思いますので、サッカー協会さんとのハレーションが起きないような格好で、三木委員にも調整いただきながら、お願いができればというふうに考えるところであります。

他にございますでしょうか。

○ 荻須智之委員

サッカーのプロのほうのJリーグについては、マッチコミッショナーをやっている山本氏というのが、コスモの最後の監督ですけど、その方に伺いましたら、Jリーグの現状について詳しい方をお呼びすることはできると言うていました。これは、もう見るスポーツのほうの参考人ということなんですが。

それと、水泳関係では、前もお話ししましたけど、四日市中央工業の川口監督が、元福岡の世界選手権の日本代表選手であり、今もトップの指導者として今回もジュニアチームを男女ともジュニアオリンピックに送っていますので、推薦できるかなと思います。

○ 樋口龍馬委員長

川口監督はお金は発生しなさそうですけれども、Jリーグの方は大丈夫なんですかね。

○ 荻須智之委員

高額なのは出せないというのはもう言うてありますので。

○ 樋口龍馬委員長

もう本当に費用弁償程度で、日当というには寂しいぐらいなので、大丈夫でしょうか。

○ 荻須智之委員

マッチコミッショナーもボランティアなんですよ。ですので、そういう高額な報酬は期待されないと思います。

○ 樋口龍馬委員長

では、他にございますでしょうか。

皆様と確認させていただく場が今日以降ないもので、今日中にあれば出していただきたいんですが、他にございませんか。

○ 日置記平委員

もう一度確認します。

参考人に来ていただく方への費用弁償は8000円ですな。

○ 樋口龍馬委員長

もうちょっと高い。

○ 日置記平委員

もうちょっと。1万円かな。

○ 荒木美幸副委員長

1万4500円です。

○ 日置記平委員

8000円と1万円って大分違う。幾ら。はっきりして。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

ちょっと今、条例の規定を持ち合わせていないもので、細かい数字は恐縮ですが、1万四千何がしだったと思います。また改めてお伝えさせていただきます。

○ 日置記平委員

せっかくお越しいただくのに、失礼なことがあったらいかんじゃないですか。20万円や30万円の人が1万4000円で来てくれへんと言ったら、縁故で、ほんなら四日市さんへ行つたろうかという気のある人はいいけど、ちょっとそここのところは頭へ皆さんも入れておかないと、ご無礼なことがあったらいかんで、ちょっと確認させてもらいました。

○ 樋口龍馬委員長

少しお時間をいただいて、条例を用意させてもらったほうがよさそうですね。条例を用意させていただきたいと思いますので、まことに恐れ入りますが、10分間休憩いただいて……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

先ほど言った参考人の関係ですね。

○ 早川新平委員

お金のほうの。

○ 樋口龍馬委員長

はい。お金のほうの。そごがあると失礼に当たる可能性があるということでございますので、恐れ入りますが、25分まで休憩いただきまして、改めて集まっていただき、その確認と日程の確認をしたところで本日は終了していきたいというふうに思いますので。恐れ入ります、休憩お願いいたします。再開は25分です。

11：12 休憩

11：25 再開

○ 樋口龍馬委員長

では、会議を再開させていただきたいと思います。

お手元に参考人の実費弁償に係る条例について資料を配付させていただきました。補足を事務局よりお願いいたします。

○ 渡部調査法制係長

事務局の渡部です。

先ほどは説明が十分にできず、申しわけございませんでした。

改めて、今お手元にお配りさせていただきました条例のほうの一番下の別表をごらんいただきたいと思います。

区分が二つございまして、学識経験者の方、参考人で来ていただきますと、日当の額1万6000円でございます。10.21%の源泉徴収がかかってまいりますので、手取りベースにいたしますと1万4366円ということでございます。それから、その他の方ですと7900円。こちらについても、源泉徴収が差し引き後の手元に残る額としては7093円でございます。

それぞれ来ていただきましたときに、この日当プラス交通費、こちらは一般的に皆さんがご視察等々へ行っていただくような標準の行程で、JRの料金とか、そういったものが出るという、そういった条例の規定になってございます。

私からは以上です。

○ 樋口龍馬委員長

お聞き及びのとおりでございます。

学識経験者とは何なんだというところになってこようかと思います。学識経験者の判断については、明確な基準があるというものでは実はなくて、教員の資格であったり、皆様が知っているようなとか、専門性の非常に高いところについて学識経験者というふうに表現をするということございまして、例えば本日挙げさせていただいている国民体育大会の種目であったり各種団体の中で、じゃ、どなたかの個人を特定したときに、場合によっては学識経験者にはまるかもしれないという程度に考えていただきたいというものであり、その人たちが例えば事業を起こしていて、事業ベースで物が考えられるかという、あくまでこちらの支出基準に基づいて選定をしていただき、個別の対応でもって学識経験者か否かの判断をしていくということになるということをご承知おきをいただきたいというふうに思います。

この件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○ 三木 隆委員

実費弁償のほうのはわかりましたが、参考人招致、いわゆる参考人という人の役割というか、仕事という部分は、あくまでもこの条例に関しての参考人と。条例に関する、どういふことを引き出したいかというのが僕はちょっと見えてこないもので、どういふのを引き出したいのかなというのを、ご意見を伺いたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

パブリックコメントが開始されている中での参考人招致になってきますので、まず周知という非常に大きな役割があるのかなというふうに、1点は考えているところでございます。

また、この条例が動いたときに、こういう事象が起きるだろうという想像は現場の方しできないのではないかと思うところもございます。これらの条例がかかってくることによって、自分たちを取り巻くスポーツの環境がどのように変化していくのか、そういったところについてもご意見がいただければというふうに考えているところでございます。

もちろんこういった附帯的な効果が得られるのではないかと等のお考えは、議員各位がお持ちの部分はあるかと思えますし、それは意見交換の中で引き出していただくことができるのかなというふうに考えているところであります。

三木委員、いかがですか。ちょっとわかりにくい。

○ 三木 隆委員

いや、わかりました。例えば、もし事前に打ち合わせする場合に、どういふ中身で代表でという話をしたときに、勘違いをされて、専門的知見の話をされても、そこら辺がいかかなものかという危惧から伺っただけで、これでわかりました。

○ 樋口龍馬委員長

参考人のあり方について、私の説明に補足がありましたら。事務局、ありますか。

○ 渡部調査法制係長

事務局、渡部です。

少し補足させていただきますと、先ほどと繰り返しになるんですけども、この特別委員会でどなたを呼ぶか、また合議でお決めいただきまして、そのときに、セットでこういった項目を参考人さんに対してお尋ねするんだというのを、参考人さんに対して通知文を出すことになるんですけども、そこに来ていただく趣旨を明記させていただくことになりますので、その辺の意味合いもまた改めてご確認いただけるよう、ご準備のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

補足をいただきました。

この件につきまして、ないようでしたら、他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

戻っていいですか。

○ 樋口龍馬委員長

戻ってください。どうぞ。

○ 森 康哲委員

サッカーやほかの団体、テニスとかは先ほど出たと思うんですが、野球が出ていなかったの、硬式野球だと、一番ホットないなべ総合学園の監督さんとか、あとワイズスポーツの山崎さんとかを、挙げさせていただければなと思うんですけども。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

見るという視点でも非常に人気の高い硬式野球でございますので、その視点が欠けているところについては私もやや懸念していたところですので、ぜひとは思いますが、コンタクトの仕方については、いなべ総合学園に非常に詳しい日置委員もおみえになりますし、山崎さんとは同郷のよしみである森委員もおみえになりますので、確認をとりなが

ら進めさせていただきたいなというふうに考えます。

他にございますでしょうか。

○ 森川 慎委員

この方たちに来てもらって、どんな感じで話を進めて、その後はどんな流れになるんですか。ちょっとわからないので。

○ 樋口龍馬委員長

これにつきましては、先ほどの三木委員にお答えさせていただいた部分と重なる点はあるかと思いますが、改めて説明させていただきます。

パブリックコメントをかけることで、市民から意見を募集し、それについて対応をしていくという作業を行っていくわけですね。その中でも、特に顔の見える位置であり、かつ有識者である参考人の皆様からのご意見には、丁寧に対応していく必要があるというふうに委員長は考えております。それに対応を行いながら、成案として議会に上程していくためのものをつくり上げていくという理解をしていただければと思います。

以上でございます。

○ 森川 慎委員

その話を聞いてから、またちょっと我々でいじるということはもうない形なんですかね。その辺はどんなふうに扱っていくんですか。お話を聞いて終わりなんですか。

○ 樋口龍馬委員長

クリティカルな問題が出てくる可能性もありますよね。そういう場合にはいじらざるを得ないと思いますけれども、解釈の中での部分であれば、そのまま丸めていって、例えば委員会の報告の中に入れさせていただくというやり方もありまじょうし、逐条解説に若干盛り込むというやり方もありまじょうし、先ほども言ったクリティカルのものできた場合は、条文自身に手を加えなければいけない可能性も出てくるとは思いますが、その意見を聞いて、改めて、じゃ、平場でも見直しまじょうという話を前提にはしていないというところですよ。

○ 森川 慎委員

わかりました。理解しました。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

皆様、議論をしてお気づきかと思いますが、参考人の数が多分規格外に広がっております。この整理をどういうふうにかけるのかなと皆さんお考えかと思いますが、本当に多くの方の意見をお伺いしたいんですけれども、非常に限られた時間の中でございますので、この程度の人数でというふうに思うんですが、より効果的に参考人招致の時間を使わせていただくために、参考人招致を2回に分けたいというふうに正副委員長では考えてございます。

どういう整理で分けるのかというと、いわゆる競技技術、競技の技能面であったり、組織の運営面であったりに比較的専門性の高い方たちというグループ。それから、地域スポーツとして地域に根づいた方たち——これは先ほど申し上げた周知に非常に重きを置いた部分になってこようと思いますが——のグループ。この2グループに分けて、2日間の日程を確保していけばどうかなというふうに委員長は考えておるところでございますが、この分け方について、皆様の中でもし他に良案があれば検討課題としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

いいと思うんですけど、なかなか日程的にきついんじゃないかなと思うだけでね。そうきっちりいけばいいんですが。

○ 樋口龍馬委員長

日程的には非常に厳しい中で、後ほど示させていただくことになりまして、皆様には会

派の視察日程等、もし固まっている部分があれば、お聞かせ願いながら進めていく格好になるのかなというところがございますので、日程の確認のところでは改めてお願いをいたします。

分け方、進め方について、他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

中川委員が今おっしゃいましたけど、委員長の趣旨はわかったので、2回開催できるならできると、お越しいただける日程でということになるかと思うので、そんなに分ける云々は考えなくても、2回やれるものならありがたいぐらいな感じで捉えたいと思っています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

そうですね。こちらの日程がタイトなように、皆様も大変お忙しいかと思っておりますので、先般、議員政策研究会が立ち上がっている関係で、確かに日程がかなり厳しくなっております。その中を縫いながら、特段これ以上の提案がないということであれば、日程について、今議会事務局に届いている皆様の公務と照らしながら探しましたところ、10月に2回日程を確認することができましたので、皆様にお伝えをさせていただきたいと思っております。

まず1日目。10月7日午前中。こちらに会派の予定等が入ることがあれば、この場で教えていただきたいのですが。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

そうです。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

10時からですね。

続きまして、10月18日の午前中。

この二つの日程が、今のところ……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

はい。先ほどお話もいただいたように、参考人の皆様の状況も確認しながらになりますし、非常にタイトな日程の中で、皆様からご提案いただいた参考人の方とお話がうまく合わないことも出てくる可能性もありますが、この日程で示させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、恐れ入りますが、10月7日、10月18日を日程の中に新たに追加していただきたいと存じます。

[次回日程は、10月7日、10月18日と決定する。]

○ 樋口龍馬委員長

次回の開催は9月16日というふうになっております。当日は、専門的知見の活用を用いて総括まで行い、パブリックコメントの前段となる素案について固めていくという格好になってまいります。

本日は中途半端な休憩を1回挟んでしまいましたけれども、長いお時間ありがとうございました。では、これにて散会いたします。

11 : 38 閉議